

第371回徳島海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年5月21日（水） 13：20～14：35
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 今治清孝、住村清一、三原敏夫、柏木正弘、
濱 竹美、竹本晴茂、助田武男、斎藤誠二、
内海貴文、大山 登、生長まち
- 4 欠席委員 島崎勝弘、中西 敬、原田幸子、柏原他加子
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 濱内主事
- 7 議 題
 - (1) 徳島県資源管理方針の改正について
 - (2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
 - (3) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (4) せん漁業の操業に関する委員会指示について
 - (5) いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に関する委員会指示について
 - (6) 知事許可漁業の申請期間について
 - (7) その他

8 議事

局長： ちょっと定刻よりは早いんですけども、本日出席予定の皆様方がお揃いになりましたので、これより第371回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、委員15名中11名の委員の皆様に出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。足元の悪いなか、また、年度初めということで諸行事多いとは思いますが今日の委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の委員会で皆様よりご指名いただきまして、4年間会長を務めさせていただくことになりました。皆様のご期待に沿えるかどうかわかりませんが、精一杯4年間務めさせていただきますので、またよろしく願いいたします。

皆様方は漁業関係者ということで、漁業のことには長年関係しているところで詳しいとは思いますが、前期の反省ということで漁業種別っていうんですかね、沿岸漁業や養殖業など、漁業にもいろいろあるということで、大きい漁業、小さい漁業もあるということで、それなりに漁業に関して見識を広めたり見聞を広めるということで、この委員会を活性化するというのも大事ではないかと思っております。

そういうことですね漁業に関してちょっと勉強したりすることで、委員会の中で別の漁業のことを勉強するというのも入れていけたらなあと思っております。活性化することに関しては非常に重要なことだと思っておりますので、今期進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第371回徳島海区漁業調整委員会を開催したいと思います。本日の会議の議事録署名は三原委員さんと柏木委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題1、「徳島県資源管理方針の改正について」でございます。

それでは、県よりご説明いただきたいと思います。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上ですが今の議題についてご意見ご質問等がありますか。

委員： TAC管理の内容があんまりわかってないんやけど。マグロだったら今までやってきてるけど、ぶりに関しては何キロからがぶりっていうんかとか、ステップ1とか2とかの詳細がよくわからない。

漁業管理調整課： 補足します。資源管理のことについて、前期からの委員さんでもなかなかわかりにくいところがあると思いますし、今期から委員になられた方についてはそもそもTACって何っていうところからわかりにくいと思うので、もう一遍最初から説明させていただきます。少し長い説明になるかもしれませんが、当海区委員会でこれから議題としてこの資源管理がメインになってくるので、最低限基本的なことはご理解いただきたいと思います。

令和2年に漁業法が大きく改正された際に、漁業法のメインの視点が資源管理に変わりました。資源管理というのは、将来の漁業者のために資源を獲り過ぎないように、獲れる範囲で獲っていきましょうというようなところに重きを置くという考え方で、その中で、徳島県の資源管理方針が策定されました。TACというのは、例えば国全体で、魚の資源がどれぐらいあるかっていうのを推計して、その

魚種ごとに全体でどれぐらいの資源があって、そのうちの何トンまでだったら獲ったとしても次の年に、残った親が子を産んで、回復して、その資源の量が維持されるかという数量を科学的に国が調べています。そのこれだけなら獲っても資源はまた回復しますよって許されてる数量が、いわゆるTACっていうものです。これに基づいて、管理される魚種が幾つか決まっています、徳島県ではこの後の議題にもあるさばとか、かたくちいわし、するめいか、くろまぐろといったものがいわゆるTAC魚種となっています。

今回お諮りさせていただくのはぶりなんですけれども、ぶりについて大きさの話が出たんですけれども、大きさは関係なく、生物学上ぶりっていう名前の魚がぶりとなっています。なので極端に言うと今回の対象になるのはもじゃこから10キロを超えるぶりまですべてぶりという括りになっています。

ぶり全体の資源量は国が推計してるんですけれども、これまではTAC管理じゃなくて、もじゃこを取り過ぎないとか、定置網はこういう操業するとか数字を伴わない形で全国的に運用されてきたんですけれども、この4月から全国的にTAC管理に移行しますというところです。

ぶりが数量管理になりますよっていう報告は昨年海区委員会で報告をさせてもらってたんですけれども、管理の基本として徳島県資源管理方針があって、その中でぶりについては数量を伴わない管理として書かれておったんですけれども、国の動きとして数量管理に変わったので、徳島県の資源管理方針についてもぶりの項目を数量管理の項目に移さないといけないということで、今回資源管理方針の変更についてお諮りするということ次第です。

説明が長くなりましたが、具体的にはぶりが資源管理方針の中で魚種として後ろの方に掲載されていたものが、TAC管理になったので前の方に来ましたと。その分他の魚種についても1つずつ後ろにずれますよっていうような変更をしています。

委員： TACにした場合に結局漁業組合に水揚げするやん。ほんならこれやってみな報告せないかんようになるやん。

漁業管理調整課： 報告はしないといけません。

委員： 全部やろう。そんなもうもじゃこから始まって。

漁業管理調整課： もじゃこは今も全部匹数単位で報告してもらっています。なのでもじゃこはいいんですけど、はまちとかつばすとかめじろとかぶりとか、その辺の水揚げは報告していただくようになります。

この4月からステップ1になってるんですけども、ステップ1っていうのは、とりあえず今まで報告しなくてもよかったぶりについて報告していただく練習段階。

今のところ報告しなかったからといって、たちまち罰則があるとかそういうことはないんですけども、その中で報告できてないところは何でできてないのかとか、そういうところを洗い出して、きちんと報告してくださいっていう練習期間がステップ1です。ステップ2になったら国から徳島県に何トンとかいうような割り当てがあったりとか、ぶりに関しては具体的な数量の割り当てっていうのはないと思ってるんですけども現行水準以上に獲り過ぎないでという感じだと思っています。

その中で、その実際皆さんの報告の精度が上がってきて、実際集めてみたらこれぐらいあって、それを基にまた資源評価が進むと。水揚げの報告について皆さんが滞りなくできるようになったら、次はステップ3になって本格的なTAC管理に移行するっていう感じです。

現在もまあじとかさばとかいわしとか、すでにもうTAC管理になってるんですけど、ぶりと同じように徳島県については全国的な水揚げのシェアがすごく低いので、具体の

数量割り当てではなくて、現行水準っていう管理になっています。

委員：　じゃあ大雑把な報告でいいの？

漁業管理調整課：　基本的に組合に水揚げされる部分については仕切りがされると思うんで、その辺の数字を取りまとめて出してもらおうようになるかと思います。なので水揚げの報告システムが入ってる漁協さんとかは、それでいただいでるので全然いいんですけど。

委員：　全部ぶりっていうのは知らなかったけど、普通はつばすとかはまちとかが入ったら書いてありますよ。

漁業管理調整課：　はい。もうそれはもう今までどおり。今まで出していたいただいでるところはいいんですけど、そういうシステムがないところとかは、聞き取ったりとかそういうことをしていかないといけない段階になってます。そのような資源管理の県の全体の方針についてぶりの位置付けがちょっと変わってきますので、方針を変更する必要があるって今回諮問させていただいています。

委員：　このぶりっていうのは結局遊漁船とかが一番揚がる。なかなか管理いうてもできんと思う。

漁業管理調整課：　遊漁船とかプレジャーボートに関しては、なかなか県でも把握できないので、そちらについては遊漁船を含めた資源管理について国に対して要望はしています。

委員：　遊漁船が釣りよるって漁師がブツブツ言いよるわ。

漁業管理調整課：　ぶりに関しては、TACのステップ1が始まるというので、事前に釣りの多い組合さんとかを対象に説明

会をさせてもらったんですけど、同じような意見はいただいておりました、できることがあればとは思っています。

委員： なかなかこれは難しい。一番遊漁が好んでするやつやな。ひどい話、漁師よりようけ釣ってきよる。

委員： まぐろは今までもやりよるよな。まぐろとはちょっと違う？

漁業管理調整課： まぐろのようにかっちりと数量が決まる訳ではないので少し緩いです。

委員： まぐろは厳しいんでしょ。漁獲枠とかあるんでしょ。

漁業管理調整課： まぐろは国全体の枠が国際ルールで決められているので、日本だけで勝手に決められないというところです。徳島県に対する配分も国の中のルールで決められてくるので、後で説明ありますが大分増えているので。

委員： あれはくろまぐろだけ？

漁業管理調整課： くろまぐろだけです。一応TACの説明は、資料3の6ページ、7ページにちょっと総括的な感じのことは書いていますので、そちらも参考にさせていただけたらと思います。

会長： それではいろいろ意見が出たようなのでございますけども、本件につきまして諮問案どおり異議のない旨を答申することとして、よろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。異議なしということでございますので本件につきましては諮問案のとおり、答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題2、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県よりご説明いただきます。

漁業管理調整課： 資料2により説明

会長： 説明は以上ですけど本件について何かご意見ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

会長： 無いようなので、本件につきましては諮問案とおりに異議ない旨を答申することとよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては異議のない旨を答申することといたします。

会長： それでは次。議題3に移りたいと思います。

「くろまぐろに関する令和7年管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは県よりご説明いただきます。

漁業管理調整課： 資料3により説明

会長： それではありがとうございました説明は以上ですけども、このくろまぐろに関してご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。

委員： 結局足らんとか、なんぼ揚がったとか、なんぼ枠が残ってるとか。漁師がわかってないところがあるんよな。いちいち組合に聞きに来てまだいけるんかって。漁業者はこれが一番知りたいと思うけどな。まだこんだけの枠がありますとか。

漁業管理調整課： 今年で言うと4月からものすごい勢いで積み上がっていて、この当初配分の5.9トンも去年に比べたらとても増えてるんですけど、これをもう一瞬で使い切るぐらいの勢いで釣られていてゴールデンウィーク前に採捕停止にしたところですよ。大体釣れ始めると、我々も毎日組合さんに聞き取りして、今日何キロ上がりましてかって聞いた上で危なくなってきたら、もうそろそろ止めてよっていうのは、お話をさせていただいてるんですけど、なかなかそれを末端の漁師さんまで私たちが連絡するわけにもいかないので、そこは皆さんに周知をお願いしてるっていう状況です。

委員： うちらやったら掲示板に張り出さなんたら知らんから張り出してるけどな。だけどやっぱり末端まで行かんわなかなか。結局組合に来ん人もおるし。職員と会うんやったら職員に言うてもらおうとかしたらいいけどな。

漁業管理調整課： 例えば今だったらインターネットで知らせるとかいう方法もあると思うんですけど、インターネットしない漁師さんもいっぱいいますしね。

委員： これをもし超えたら、何か罰か何かあるんですか。

漁業管理調整課： 例えば4月から6月の枠を超えましたってなると、7月から9月の枠がその分減ります。それで最終的に最後の期間に超えてしまうと次の年の枠から引かれます。

今回追加配分が11.7トンありますけど、これって規定の枠を消化した県に多めに配分されるような仕組みになってるんです。例えば40トンの枠があって、年間通じて15トンしか消化できませんでしたとなると、せつかく40トンの枠だったのにそんなに水揚げしないなら、来年の追加配分いらないうえみたいなことになるし、あと枠をオーバーすると単純にそのオーバーした部分も減らされるのでかなり損をすることになります。ですので徳島県の場合は小型魚の枠を8割以上は必ず消化して、超えないところで止めるっていうので、毎年度末には調整に苦労しているところです。その苦労の甲斐がありまして今回の枠の見直しで倍増となりました。引き続きこういう感じで、一尾でも多く皆さんに釣ってもらいながらペナルティのないように次の年にいききたいなと思っております。

会長： 他に何かご質問ありませんか。

無いようなので、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。それではご異議なしでございますので、諮問案どおり答申することといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

会長： それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題4、「せん漁業の操業に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局よりご説明いただきます。

事務局： 資料4により説明

会長： 説明は以上ですけれども、この件についてご質問、ご意見
ございましたらお願いいたします。

委員： 何件あるの

事務局： 100件ぐらいです。

会長： 他に何かございませんか。それでは本件につきまして原案
どおり、指示を発することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。原案どおり指示をすることといた
します。

それでは次の議題に移ります。

議題5、「いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に間かか
る委員会指示について」でございます。

それでは事務局説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

会長： 事務局の説明は以上ですが、この件についてご質問等、ご
ございましたらお願いいたします。

会長： それではないようなので、本件につきまして原案どおり指
示を発することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。それでは、原案どおり指示を発す
ることといたします。

それでは次の議題6に移りたいと思います。

議題6、「知事許可漁業の申請期間について」でございます。

県からご説明お願いいたします。

漁業管理調整課： 資料6により説明

会長： 事務局からの説明は以上になりますが今の件について何かご質問ございませんでしょうか。

委員： 例年どおりってこと？件数も変わってない？

漁業管理調整課： 小型機船底びき網漁業については、多少この期間満了で廃業っていうのを聞いておりますので、若干数を下げますが、その他に関しては件数をそのままとなっております。

委員： 会長ちょっとよろしいですか。

刺網漁業なんですけど。共同漁業権のところ一枚網とか三枚網とかある。これってすべて含む？

漁業管理調整課： 今回諮問させていただいているのはまき刺網。きすとか獲るときの刺網です。

建網は第2種共同漁業権の中で決められていて、その中で使用する網については組合の行使規則で決められていると思います。

会長： 他に何かご意見ございませんでしょうか。

無いようなので本件につきましても諮問案どおり答申することといたしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては諮問案ど
おりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題7「その
他」でございますが何かございませんでしょうか。

事務局お願いします。

事務局： 資料と一緒に全漁調連会報をお配りしております。この
海区漁業調整委員会の全国組織、全国海区漁業調整委員会
連合会というのが上部団体としてございますが、そちらの
総会に先週、今治会長にご出席いただいたんですけども、
全漁調連の活動について会報という形で送られてきまし
た。内容については、国に対する要望活動とかブロック会
議についての報告ですのでまた見ておいてください。

会長： ありがとうございます。これで今日の議題はすべて終了
いたしました。

先日、事務局と2人で山口県へ全漁調連の総会に行って参
りまして、香川、大阪、愛媛など近隣の会長と親睦を深め
て参りました。これからも、いろいろと委員会の活動に活
かしたいと思いますので、よろしくお願いします。

長時間の審議お疲れさまでした。ありがとうございます
た。

以 上